

会 議 録		令和 7 年 9 月 18 日 作成	令和 11 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和 7 年度第 2 回）		
開催日	令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）		
時 間	午後 1 時 25 分から午後 3 時 05 分までの間（ 100 分）		
場 所	京都府南警察署 講堂及び署庭		
出席者	高岡会長、塩崎副会長、高橋委員、清水委員、図司委員、桑原委員、戸津川委員、宮田委員、公文委員、今村委員 (欠席 矢部委員) 計 10 人		
	警察本部警務部警務課治安総合対策室長補佐、同係長		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、サイバー対策課長、広聴相談係長 計 11 人		
諮 問 事 項	1 おもてなしのまち京都あんしん見守り事業について 2 地域警察官の活動等について 3 自動音声ガイダンスの導入及び夜間における警察署玄関の施錠について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 おもてなしのまち京都あんしん見守り事業について ～警務課治安総合対策室長補佐 【委員】私個人の意見としては、街頭防犯カメラの台数が 50 台というのは少ない感じがする。当初の事業期間が 5 年間であり、増設の判断は 5 年後になるとの説明であったが、判断するまで長期間のような気がする。私個人の意見として、2 年くらいで増設等の検討をしていただきたい。 【警察】当府警による防犯カメラの設置台数は、全国的に見ても決して多いものではない。警視庁や大阪府警等の大規模な警察では、当府警よりもさらに多く設置されているところである。 設置に関しては、京都府の予算があつてこそ成立するところである。事業期間 5 年で 50 台を設置するが、これは、地域の治安情勢、オーバーツーリズムの問題、防犯カメラを始めとする防犯環境が整っていない箇所を選定し、		

会 議
内 容

警察として先制的に設置するというものである。

他府県では、重要事件の発生が防犯カメラ増設の契機となっている場合があるが、当府警においても、その時々治安情勢に応じて、増設の必要性を検討していくものである。

【委員】私自身、防犯カメラというものは、警察が設置しているものと認識していた。そうではなく、事件などが発生した場合などは、民間で設置している防犯カメラの録画映像を取得して捜査しているという認識でよいのか。

【警察】地域団体や商店街振興組合などにおいて設置している防犯カメラ映像の録画映像を警察において収集して捜査しているところである。

【委員】自治会や商店街等で設置している防犯カメラの映像については、警察において定期的に検証をしている仕組みになっているのか。

【警察】設置者において、それぞれのルールに基づいて管理すべきものであり、警察が定期的な検証をするものではない。事件が発生した場合は、発生場所付近に設置している防犯カメラの設置者に依頼の上、映像を取得して捜査に使用する。したがって、設置者において管理すべきものである。

【警察】自主防犯の過程の中、設置者から不審者が撮影されている旨の通報をいただければ、情報共有の上、以後の防犯活動に活用させていただく。

(2) 諮問事項説明

地域警察官の活動等について～地域課長

【委員】防弾チョッキを装着させていただいたが、驚くほどの軽さであった。

【警察】以前のものに比べて、軽くなっている。

【委員】装備・資器材に関して非常に詳しく説明をいただいた。

【警察】執務の参考とさせていただく。

(3) 諮問事項説明

自動音声ガイダンスの導入及び夜間における警察署玄関の施錠について

～警務課長

【委員】先日、南警察署に架電した高齢の知人から自動音声ガイダンスの内容が理解できなくて、結果的に電話を切ったということを聞いた。自動音声ガイダンスの内容が理解できない市民が切り捨てにならないかを危惧している。

【警察】ガイダンス先の番号がわからない場合、オペレーターへつながる番号もある。また、つなげた状態でしばらくすると、自動的にオペレーターにつながるようになる。したがって、操作が苦手な方を切り捨てることはない。

(4) その他

【委員】これから秋祭りの時期となる。道路使用許可を申請した上で、神輿の巡航をしているところであるが、以前に比べて同許可申請が複雑になり、前年の資料を添付しても許可が下りないことがあるなど、1回や2回の申請ではなかなか許可が下りないのが現状である。時間的制約もあることから、以前のように円滑に許可を下ろしていただければ助かる。

【警察】道路環境は、刻々と変更するものであり、交通事故防止対策を考慮して提出資料を適切に審査して許可の判断をするので、前年とおりのこと

会 議 内 容	4 事務連絡 もあるということをご理解いただきたい。 令和7年度第3回京都府南警察署協議会は、令和7年12月に実施予定である。 以上
------------	--

第2回京都府南警察署協議会の開催状況

